

被保険者の皆さまへ

2025年1月から「離職票」をマイナポータルで受け取れるようになります！

「離職票」※とは

※正式名称は「雇用保険被保険者離職票」

離職後に雇用保険の求職者給付（基本手当等）を受給するために必要となる書類です。現在は離職前の事業所からお送りしていますが、2025年1月20日から、**希望される方にはマイナポータルを通じてお送りします。**

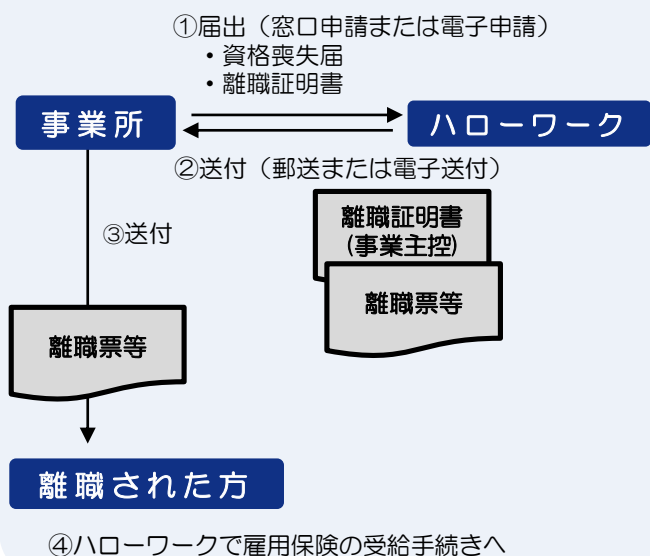
離職票のほか、資格喪失確認通知書および雇用保険被保険者期間等証明票もマイナポータルを通じてお送りします。

※マイナポータルとは
<https://services.digital.go.jp/mynaportal/>



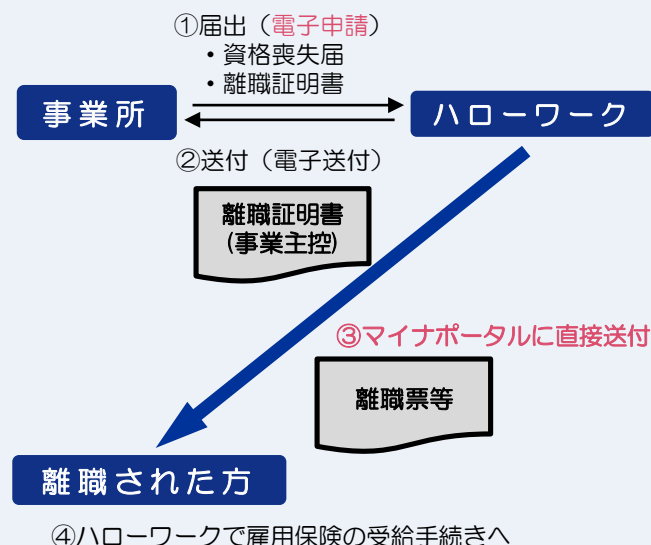
「離職票」等が送付されるまでの流れ

現在



2025年1月20日～

※下記「このサービスを利用するための条件」を全て満たした場合のみ対象となります（詳細は次項以降参照）。
条件を満たさない場合は、従来どおり事業所から受取ください。



事業所から書類が郵送されるのを待つ必要がなくなります！

会社が電子申請にて雇用保険の離職手続きを行い、ハローワークによる審査が終了したら、自動的に離職票等の書類がマイナポータルに送信されます。

なお、スムーズな手続きのため、離職票はなるべく印刷して持参いただくようにご協力をお願いします。 ※船員への求職のため運輸局で手続きをする場合は印刷が必須となります。

このサービスを利用するための条件

- ・あらかじめマイナンバーをハローワークに登録していること
- ・ご自身のマイナポータルと雇用保険WEBサービスの連携設定を行うこと
- ・事業所が電子申請により雇用保険の離職手続きを行うこと

離職票をマイナポータルで受け取るための手順

雇用保険被保険者離職票をマイナポータルで受け取るためには、以下の手続きが必要です。
 (STEP1は離職の2週間程度前までに、STEP2は離職までをお願いします。)
 条件を満たさない方は、従来どおり離職前の事業所を通じて、郵送等により雇用保険被保険者離職票をお送りします。

STEP1 マイナンバーがハローワークに登録されているか確認



マイナポータルのアプリを起動

ホーム画面の「その他のわたしの情報」をタップ

「雇用保険・労災」の「雇用保険」をタップ

「雇用保険」「最新の情報を取得」を選択して「確認する」をタップ



「閲覧可能」を選択してデータを取得してください

事業所名

被保険者番号

現在お勤めの事業所名と被保険者番号が表示された方はマイナンバーが登録されていますので、STEP2へ進んでください。

※閲覧可能な雇用保険情報が表示されない方や、表示されている事業所名称が現在お勤めのものではない場合は、マイナンバーが正常に登録されていません。4ページをご覧ください、お手続きください。

STEP2 マイナポータルから「雇用保険WEBサービス」と連携

「雇用保険WEBサービス」とは、離職票等の書類をマイナポータルを通じて取得できるサービスです。離職票等の書類をマイナポータルを通じて取得することを希望する方は、ご自身のマイナポータルから「雇用保険WEBサービス」との連携設定を行ってください。

※ 「雇用保険WEBサービス」は2025年1月20日サービス開始予定です。連携手続きは2025年1月20日以降に行ってください。

※ 「雇用保険WEBサービス」との連携設定を行わない方は、従来どおり事業所を通じて離職票等の書類を送付します。



STEP3 事業所による電子申請の後、ハローワークからあなたのマイナポータルに「離職票」等が送信されます！


マイナポータルアプリを起動し、「お知らせ」画面からご確認ください。離職票等の書類はPDFファイルで送信されます。




※事業所が電子申請ではなく紙様式でハローワークに届け出た場合は、雇用保険被保険者離職票等はマイナポータル経由ではなく、従来どおり事業所から送付されます。
※ 離職票交付までの間に雇用保険WEBサービスとの連携を解除したり、お知らせ容量が上限値を超えている場合は、マイナポータルに送付できません。

※マイナポータルの操作方法へのお問い合わせ
<https://img.myna.go.jp/manual/05-02/0147.html>



 STEP 1 で最新の事業所名や被保険者番号が表示されない場合はマイナンバーが登録されていません。

- ※1 事業所名と被保険者番号が表示されない方は、マイナンバーがハローワークに登録されていません。事業所を通じて「個人番号登録・変更届」をハローワークに提出してマイナンバーを登録してください。
- ※2 前職の事業所名が表示された方は、マイナンバーが最新の被保険者番号に登録されていません。事業所を通じて「雇用保険被保険者資格（取得・喪失）届等（訂正・取消）願」をハローワークに提出し、前職の被保険者番号と現職の被保険者番号を統一する手続きを行ってください。

 マイナポータルで直接「離職票」を受け取るためには、事業所が電子申請により雇用保険の離職の手続きを行うことが必要です。

- ※1 事業所が電子申請ではなく紙様式でハローワークに届け出た場合は、雇用保険被保険者離職票等はマイナポータル経由ではなく、従来どおり事業所から送付されます。事業所によっては電子申請に対応していない場合もありますので、ご了承ください。
- ※2 事業所が「雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付なし）」を届け出た場合は、雇用保険の求職者給付を受給するために必要な離職票が発行されません。求職者給付を受給することを希望する場合は必ず、「雇用保険被保険者資格喪失届（離職票交付あり）」を届け出るよう事業所に依頼してください。
- ※3 電子申請を利用したことがない事業所は、電子申請を利用するに際して電子証明書またはGビズIDを取得する必要がありますので、前もって（2週間程度前までに）事業所にご依頼ください。
- ※4 事業所による届出期限は離職日の翌々日から10日以内となっています。

雇用保険の求職者給付を受給するためには、以下のパンフレットをご覧ください、ハローワークでお手続きを行ってください。

離職されたみなさまへ



<https://isite.mhlw.go.jp/wakayama-roudoukyoku/content/contents/001454382.pdf>

特定受給資格者及び特定理由離職者の範囲と判断基準



<https://isite.mhlw.go.jp/wakayama-roudoukyoku/content/contents/001103317.pdf>

離職票-2の離職理由欄等（⑦欄及び⑩欄）の記載方法について



<https://isite.mhlw.go.jp/wakayama-roudoukyoku/content/contents/001103319.pdf>